

米海兵隊AH-1Z攻撃ヘリコプターの伊計島不時着に関する意見書

平成29年1月20日午後7時30分頃、米海兵隊普天間飛行場所属のAH-1Z攻撃ヘリコプターが本市伊計島の農道に不時着した。

米海兵隊は「コックピットの警告表示を受け、予防着陸した」と説明しているが、現場周辺にはホテルや民家及び石油備蓄施設があり、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事につながりかねず、市民に大きな不安を与えたことは、断じて容認することはできない。

本市上空は、米軍嘉手納飛行場や普天間飛行場からの米軍機の飛行経路となっていて、1959年の宮森小学校ジェット戦闘機墜落死亡事故や1961年の宇川崎へのヘリコプター及びジェット戦闘機墜落死亡事故があり、復帰後も米軍機の墜落事故は後を絶たず、平成27年にはうるま市沖で米陸軍のMH60ヘリコプターが米海軍艦船への着艦失敗で墜落、昨年は米海兵隊のAV-8BハリアーやMV-22オスプレイの墜落事故及び胴体着陸、さらに今年にかけて様々な軍用機の緊急着陸が相次いで発生するなど、市民・県民の不安と恐怖は極限に達している。

本市議会では、これまで米軍の事件・事故が発生するたび、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故の再発防止等を強く要請したにもかかわらず一向に改善されず、またしてもこのような軍用機の不時着が発生したことは、安全管理に対する米軍当局の認識の低さを露呈するものであり、激しい憤りを覚えるものである。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の不時着に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 原因を徹底的に究明するとともに再発防止策を講じ、迅速に公表すること。
2. 原因の究明及び再発防止策が公表されるまで、同型機の飛行を停止すること。
3. すべての軍用機の安全管理の徹底を図ること。
4. 被害調査を徹底的に実施すること。
5. すべての軍用機の住民居住地域上空での飛行を全面的に禁止すること。
6. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月24日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長